



中国の経済安全保障に関する制度情報

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2026年9月更新



本調査のポイント

中国では経済安全保障に関する輸出管理、投資審査、対抗措置、データ管理などの各制度が強化されている。それらの制度について、概要とポイントをまとめた。

■ポイント

輸出管理の強化	レアアースや先端技術を中心に、再輸出や域外適用を含む管理を強化。
投資管理の厳格化	国家安全保障に関わる分野への投資審査を強化。
対抗措置の制度化	反外国制裁法などにより、外国の制裁措置への対抗手段を整備。
データ管理の強化	越境データ移転や個人情報保護に関する規制・管理体制を強化。

目次

I.	輸出管理規制と「輸出管理法」	4
II.	投資管理	19
III.	外国の制裁措置への対抗措置など	22
IV.	データ管理	36

I . 輸出管理規制と「輸出管理法」

1 輸出管理規制の全体像

- 中国の輸出管理規制は、大きく分けて、**一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制**と安全保障貿易管理の観点からの**両用品・軍用品・核などおよび関連技術に対する輸出管理規制**の二つの体系がある。

一般的な輸出管理

- ・ 産業、経済安全保障
- ・ 国際収支バランス
- ・ 生態・環境保全 など

安全保障貿易管理

(両用品・軍用品・核などおよび関連技術)

- ・ 安全保障管理
- ・ 国際輸出管理レジーム遵守
- ・ 国家主権・利益保護 など

「輸出入全般に関する主な法令」

- 対外貿易法
- 税関法
- 貨物輸出入管理条例
- 技術輸出入管理条例 など

「一般的な貨物・技術の輸出規制に関する主な法令」

- 輸出禁止貨物リスト
- 輸出禁止・輸出制限技術目録
- 輸出許可証管理貨物目録 など

「安全保障貿易管理に関する主な法令」

- 輸出管理法
- 両用品目輸出管理条例
- 両用品目輸出管理リスト
- 両用品目および技術輸出入許可証管理弁法
- 両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見
- 核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例 など

2 | 輸出管理法

- **輸出管理法**は、安全保障貿易管理の観点から、**両用（デュアルユース）品・軍用品・核などおよび関連技術に関する輸出許可**などの管理規制について規定する基本的かつ重要な法律。2020年12月1日施行。
- 2024年12月1日に「**両用品目輸出管理条例**」が施行された。同条例は行政法規や公告などに分散していた両用品目の輸出管理措置を統合するもので、個別/包括の輸出許可制度、エンドユーザー・エンドユース管理の強化、再輸出規制の確立を柱とする。

輸出許可の対象

- ◆ **管理品目**：両用品、軍用品、核（原子力）および関連技術（**技術輸出も規制対象**）
- ◆ **管理リスト**による輸出許可：両用品目に関しては、「両用品目輸出管理リスト」に基づき管理（※随時更新、商務部のウェブサイトで最新情報を確認できる）
- ◆ **管理リスト外**でもキャッチオール規制（12条3項）が規定
- ◆ 特定の管理品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）に対して輸出禁止措置をとることができる（10条）

輸出許可の手続き

輸出経営者による申請

最終用途およびエンドユーザー証明資料など

輸出管理部門による審査・許可証交付

省レベルの商務管理部門が受付窓口
実質的な審査は商務部産業安全輸出入管制局が主体で実施

輸出手続き

輸出業者などが税関に対して、管理品目の輸出許可証を提出

基本的にオンラインで手続きが行われる

※安全保障の観点からの輸出管理自体は、輸出管理法制定以前から存在していた。

（出所）商務部発表からジェトロ作成

2 | 輸出管理法（続き）

エンドユーザー、エンドユース管理

- ◆ **輸出管理コントロールリスト**：輸出管理違反、国家安全・利益を脅かす恐れがある、テロ目的の利用などを行った輸入業者、エンドユーザーを追加。管理規制品目の**取引の禁止・制限、輸出中止**を命じることができる（18条）。
 - 2025年1月、米国企業28社を輸出管理コントロールリストに追加。
 - 2025年3月、米国企業15社を輸出管理コントロールリストに追加※現在暫定停止中（2026年11月10日まで）。
 - 2025年4月、2回にわたり、米国企業計28社（主に軍事関連企業）を輸出管理制御リストに追加※現在暫定停止中（2026年11月10日まで）。
 - 2025年7月、台湾軍事関連企業8社・団体を掲載。
 - 2025年9月25日、米国企業3社を掲載。
 - 2026年2月、日本企業20社・団体を掲載。
 - 2026年4月、EU企業7社を掲載。
 - 2026年6月、米国企業10社を掲載。
 - 2026年6月、日本企業20社・団体を掲載。

- ◆ **注視リスト**：検証に協力せず、関連資料を提供しなかった輸入業者、エンドユーザーを追加。注視リストに掲載された企業向けの輸出については、包括輸出許可、外国における展示会への参加などの一定の場合における登記情報届出による輸出が不可、個別許可申請の際にリスク評価レポートや誓約書の提出が必要（両用品目輸出管理条例26条）。
 - 2026年2月、日本企業20社・団体を掲載。
 - 2026年6月、日本企業20社・団体を掲載。

2 | 輸出管理法（続き）

実務上の留意点

みなし輸出

- 「中国企業・中国公民」から「外国企業・外国個人」への技術などの提供も規制対象（2条3項）
→国籍ベースによる規制：米国法（EAR）との共通点、日本法（外為法）との相違点
- 中国人技術スタッフから中国現地法人の日本人駐在員への技術情報の伝達も規制対象となる可能性あり
- 規制対象は技術のみならず、貨物とサービス（役務）も管理規制品目から除外されていない

再輸出・域外適用

- 両用品目輸出管理条例により、再輸出の法的枠組みがより具体化（両用品目輸出管理条例49条）。
- 中国外の組織および個人が特定の仕向国・地域、特定の組織・個人に対して行う中国原産の両用品目などの移転、提供について、商務部門が両用品目輸出管理条例を参照し実施するよう要求できると規定。
- 2024年12月3日、商務部が「米国に対する輸出管理の強化に関する公告」を公布、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモンなどの両用品目の対米禁輸を公布。第三国・地域も含む個人、組織による再輸出行為も規制対象になる旨が規定された。※現在一部の条文を暫定停止中（2026年11月27日まで）
- 2025年10月9日、商務部が61号決定（中国国外における関連レアアース製品に対する輸出管理実施の決定）を公布、レアアース製品に対する再輸出・域外適用の規制を強化。※現在暫定停止中（2026年11月10日まで）
- 2026年1月6日、商務部が「日本に対する両用品目の輸出管理強化に関する公告」を公布。上記2024年12月3日付の米国向け措置と同様に、第三国・地域も含む個人、組織による再輸出行為も規制対象になる旨の規定がおかれている。

2 | 輸出管理法（続き）

法的責任・処罰

- 違法行為の類型ごとに規定（33条～）
（例）無許可輸出の場合：違法所得没収＋違法経営額（売上高）×5～10倍の過料
- 刑事罰（懲役刑など）の可能性も
- 違反者に対する輸出などへの従事の制限、信用記録への記載
- 違反者・違法行為に対するサービス（ECプラットフォーム、金融サービスなど）の提供者にも処罰の可能性あり

◆ 最近の輸出管理に係る処罰の動向

- ・ 2025年については、輸出管理に係る行政処罰（公表されているもの）は、いずれも税関が下したものの。
- ・ 処罰事由に関しては、2024年の処罰事例と比べて特に大きな変化はなく、「許可を得ず、みだりに輸出管理品目を輸出」「実際の輸出目的国と許可された輸出目的国が一致しない」ことが処罰事由となる事件が多いと見受けられる。また、レアアース、ドローンおよび監視化学品に関連する行政処罰事例が目立つ。
- ・ 処罰金額については確認された処罰事例の中でも一定の幅がある。当事者が違法行為を認め、税関の調査に積極的に協力し、違法行為を是正したなどの事情を理由に「行政処罰法」や「税関行政処罰裁量基準」に基づき処罰を免除または減軽したケースがある一方で処罰金額が高額な案件もある（確認された2025年の処罰事例では、過料の最高額は634.17万円）。
- ・ 2025年5月の戦略的鉱物資源の違法な輸出の取り締まり強化以来、刑事処罰事例も出ている。関係主体が虚偽の報告や隠ぺいなどの手法を用いて、戦略的鉱物資源を国外へ輸出させた事例において、密輸量に応じて懲役刑および罰金が科されている。

2 | 輸出管理法（続き）

個別品目などに対する輸出管理強化

◆ レアアースなどに対する輸出管理強化

米中間の貿易摩擦などの国際情勢を背景に、中国は半導体、電気自動車の製造に関連する戦略的な資源であるレアアースなど、ドローン関連品目の輸出管理を強化。

- 2023年7月 ガリウム、ゲルマニウム関連品目、一部のドローン関連品目の新規追加（2023年8月施行）
- 2023年10月 黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）
- 2024年7月 特定のドローン関連品目の調整（2024年9月施行）
- 2024年8月 アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）
- 2025年2月4日 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（同日施行）
- 2025年4月4日 サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム関連品目の新規追加（同日施行）
- 2025年10月9日、超硬質材料関連品目、レアアース関連設備および原材料、中重レアアース関連品目、リチウム電池および人造黒鉛負極材料関連品目、レアアース関連技術などの新規追加（2025年11月8日施行）※現在暫定停止中（2026年11月10日まで）

2 | 輸出管理法（続き）

個別品目などに対する輸出管理強化（続き）

◆ レアアースのサプライチェーン全般に関する管理を強化

- レアアースについては、輸出許可証管理対象とされているほか、「大口製品輸出入報告統計調査制度」による輸出報告義務の対象にもなっている。また、「レアアース管理条例」の成立により（2024年10月1日から施行）、レアアースの採掘、製錬などについて当局が許可した企業のみ行うことができるとされ、当局の総量規制権限などが規定されている。
- 中国国家輸出管理業務調整メカニズム弁公室は2025年5月と7月に相次いで戦略的鉱物資源の違法な輸出の取り締まりに関する会議を開催。特に虚偽の報告や隠ぺい、個人携帯による密輸、第三国・地域経由での輸出などの典型的な規制回避行為の取り締まりに注力するとされている点などが注目される。さらに、2026年6月中国商務部は戦略的鉱物資源をめぐる迂回輸出・技術流出を含む輸出管理違反行為の13項目を明示し、通報の受け付け・処理体制を整備する公告を発表した。
- 2025年10月9日、中国商務部は、レアアース関連製品の輸出規制措置（①中国原産の一部の中重レアアース（付属文書1に掲載されたもの）を用いて中国国外で生産された製品（付属文書2に掲載されたもの）（製品の価値に占める割合が0.1%以上のもの）、②中国原産のレアアース関連技術を用いて国外で生産された製品（付属文書2に掲載されたもの）および③中国原産のレアアース関連製品（付属文書1に掲載されたもの）に関して、中国以外を仕向け地として輸出・再輸出する際に中国商務部の許可が必要）、レアアース関連技術の輸出規制措置（レアアースの採掘、製錬分離などの関連技術などの中国国外への輸出について、中国商務部の許可が必要）などを公表、10月9日および12月1日に施行としていた。※現在暫定停止中（2026年11月10日まで）

2 | 輸出管理法（続き）

個別品目などに対する輸出管理強化（続き）

◆ レアアースのサプライチェーン全般に関する管理を強化

- 2025年10月30日に行われた米中首脳会談における合意に基づき、両用品目の輸出管理に関連して、中国商務部は、以下の公告を発表した。
 - ✓ 10月9日に発表されたレアアース関連製品の輸出規制措置、レアアース関連技術の輸出規制措置、および輸出管理品目としてのレアアース関連品目の新規追加措置の実施を2026年11月10日まで1年間停止する
 - ✓ 2024年12月3日に公布された一部の両用品目を対象とした対米輸出管理強化を決定する公告2条に定める措置（ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料関連する両用品目の対米輸出は原則として許可せず黒鉛の両用品目の対米輸出に対してはエンドユーザーおよび最終用途についてより厳格な審査を実施）の実施は、2026年11月27日まで1年間停止する

2 | 輸出管理法（続き）

個別品目などに対する輸出管理強化（続き）

◆ 対日輸出管理強化

- 中国は一連の対日輸出管理の強化措置を公布
 - ✓ 2026年1月6日、「日本に対する両用品目の輸出管理強化に関する公告」を公布、全ての両用品目の日本の軍事ユーザー、軍事用途、および一切の日本の軍事力向上に寄与するその他のエンドユーザー、エンドユースに対する輸出を禁止（即時施行）
 - ✓ 2026年2月24日、日本の軍事力向上に寄与する計20の日本企業・団体を輸出管理コントロールリストに掲載
 - ✓ 2026年2月24日、両用品目のエンドユーザーおよびエンドユースが確認できないなどとして、計20の日本企業・団体を注視リストに掲載
 - ✓ 2026年6月29日、日本の軍事力向上に寄与する計20の日本企業・団体を輸出管理コントロールリストに掲載
 - ✓ 2026年6月29日、両用品目のエンドユーザーおよびエンドユースが確認できないなどとして、計20の日本企業・団体を注視リストに掲載

◆ 税関管理強化

- 2026年4月から6月まで、税関総署は3件の公告を相次いで公布し、輸出貨物に係る規制属性の申告要件を強化
 - ✓ 2026年4月15日、第40号公告を公布、輸出貨物通関申告書に「禁止制限管理識別コード」と「禁止制限管理申告要素」の二つの申告項目が新たに設けられた。
 - ✓ 2026年6月5日に第77号公告、2026年6月9日に第78号公告をそれぞれ公布、旋盤・フライス盤・研削盤およびこれらと同様の機能を有する材料加工用生産設備、ならびにドローンとその関連品目の輸出申告要件を詳細化し、輸出貨物の識別強化を明確に求めている。

3 | 輸出管理内部コンプライアンス制度構築

輸出管理内部コンプライアンス制度構築におけるポイント

◆ 内部コンプライアンス

- 2021年4月にガイドラインが公表された（「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス制度構築に関する指導意見」および添付のガイドライン）

◆ 指導意見およびガイドラインの位置付け

- 強制性はない。ただし、適切な輸出管理内部コンプライアンス体制構築は、包括許可取得などの前提となる（輸出管理法14条）

◆ ガイドラインの注目点

- 内部コンプライアンス担当部署の高い独立性（違反行為に対する単独での拒否権「一票拒否権」）を推奨
- 内部通報体制の確立を推奨
- 技術輸出や「みなし輸出」のコンプライアンス体制の構築も想定
- 輸出管理に関するポリシーステートメントの策定・公表を推奨

◆ 企業における取り組みの方向性

- 事業における輸出管理上のリスクの所在の正確な把握が出発点
- その上で、輸出管理法や指導意見およびガイドラインの重点ポイントを優先し、コンプライアンス体制構築（あるいは従来のコンプライアンス体制の拡充・整備）を進める

4 | 一般貨物に関する輸出規制

管理対象

輸出**自由**貨物

輸出**制限**貨物

輸出**禁止**貨物



商務部などが公布する「**輸出許可証
管理貨物目録**」（最新版は2025年
12月30日公布、2026年1月1日から
施行）に列挙されている。

許可証管理

割当管理

輸出総量を制限する目的で、事前に商務部から割当許可を取得した上で、それに基づいて輸出許可証を申請

例：小麦、とうもろこしなど

割当入札応募管理制

公開入札を実施し、落札した企業に限り輸出許可証を申請

例：甘草および甘草製品など

一般許可管理

左記2種類に該当しない貨物についての、一般的な許可管理の仕組み

例：電気自動車（2025年9月公告）、一部鉄鋼製品（2025年12月公告）

4 | 一般貨物に関する輸出規制（続き）

許可手続き

- **輸出許可証申請書、契約書**などを担当商務部門に提出した上で、輸出許可証を申請。
- 商務部門は、書類の完備完全など（詳細は「輸出許可証の申請、発行および使用に関する業務規範」11条を参照）について審査を行う。

対外貿易法の改正

- 2025年12月27日に改正が行われた対外貿易法では、一般貨物、技術の輸出入に関する制裁措置も強化され、**国家安全などを理由として、禁止・制限以外の必要な措置を講ずることが可能に**。
- そのほか、クロスボーダーサービス貿易のネガティブリスト管理制度、加工貿易禁止・制限貨物目録などの新たな貿易管理措置の導入、反制裁措置回避などの違法行為に対する処罰の強化もなされている。

5 | 一般技術に関する輸出規制

管理対象

輸出**自由**技術

輸出**制限**技術

輸出**禁止**技術



商務部などが公布する「**輸出禁止・輸出制限技術目録**」（最新版は2025年7月15日公布、同日施行）に列挙。

技術輸出行為

- 中国国内から国外に向けて、貿易、投資または経済技術協力の方法により、技術を移転する行為。具体的には、**専利権の譲渡、専利出願権の譲渡、専利の実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方式による技術移転。**

管理方法

- 輸出自由技術  自由な輸出が認められているが、**原則として技術輸出契約が締結された日から60日以内に所在地の商務部門において届出を行う必要がある。**当該届出手続きは、技術輸出契約の効力発生要件とされていないので、届出手続きを行わなかった場合、契約自体は有効とされるが、銀行での送金手続き、税務手続きなどに影響を与える可能性がある。
- 輸出制限技術  **商務部門からの許可が必要とされる。**

6 「一般貨物・技術輸出」と「両用品目輸出」との比較

一般貨物・技術輸出

- 輸出自由、輸出制限および輸出禁止貨物・技術に分けられている。
- 「輸出許可証管理貨物目録」
 - ※ 2025年12月30日に公布、2026年1月1日から施行されたもの。2025年に追加された電気自動車および一部の鉄鋼製品が含まれている。
- 「輸出禁止・輸出制限技術目録」
 - ※ 2025年7月15日に商務部は、科学技術部と共同で「輸出禁止・輸出制限技術目録」の4回目の改正を行った。今回の改正では、「電池正極材製造技術」の輸出制限技術への追加などが行われた。
- 輸出制限貨物・技術の輸出は**輸出許可**を取得する必要がある。

両用品目（貨物および技術）輸出

- 原則として「**両用品目輸出管理リスト**」により定められる。
 - ※ 随時更新、商務部のウェブサイトで最新情報を確認できる。
- **両用品目輸出許可**を取得する必要がある。

輸出許可の 二重適用

- 理論上、範囲が重なる可能性は存在する。
- 輸出制限貨物と両用品目 → **両用品目輸出許可の手続きが優先的に適用され、両用品目輸出許可を取得すれば、輸出制限貨物に対する輸出許可を別途取得する必要はない。**
- 輸出制限技術と両用品目 → 両用品目に該当する技術は、輸出管理の対象として管理されているため、**基本的に二重適用はない。**

※随時更新、商務部のウェブサイトで最新情報を確認できる

（出所）長島・大野・常松法律事務所の見解をもとにジェトロ作成

Ⅱ. 投資管理

1 | 投資管理の原則と安全審査規則

- 外商投資法（2020年1月施行）により、「内国民待遇」と「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」による外商投資管理制度を確立。
- 原則：外資による投資に対して「内国民待遇」（投資段階で国内投資者に対する待遇を下回らない待遇）を与える。
- 例外：「ネガティブリスト」※で規定する特定分野については、外資による投資を禁止、または一定の持分比率上限などの制限を課す。また、外商投資安全審査もあり、国の安全に影響を及ぼす、または影響を及ぼす恐れがある外商投資については、安全審査に合格しなければ投資を行うことができない。

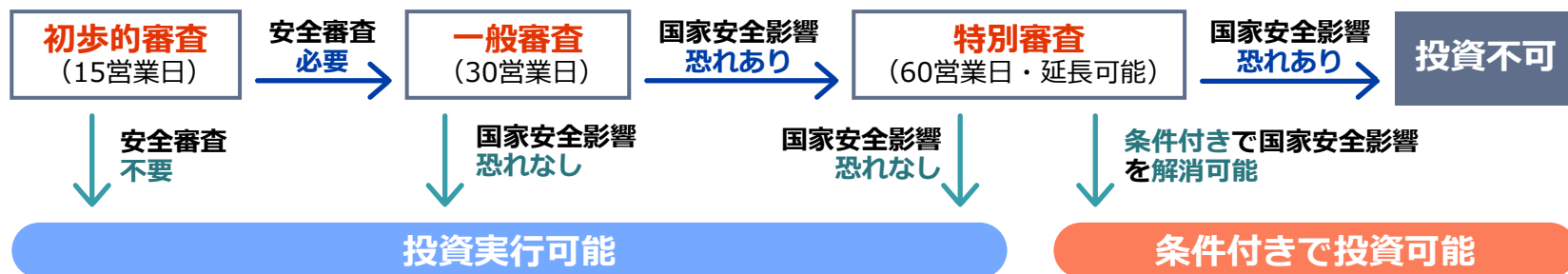
※「ネガティブリスト」は定期的に更新され、2024年版（2024年11月1日施行）が最新（2026年6月時点）。11分野29項目が規制対象。（対象例）付加価値電気通信業務、インターネットによる情報発信サービス、教育、出版、テレビ・ラジオ運営など。

外商投資安全審査規則

◆ 審査対象

軍需産業関連など国防に関する分野への投資、軍事施設などの周辺地域における投資、国の安全に係る分野（重要情報技術およびインターネット製品・サービス、重要金融サービス、キーテクノロジーなど）における実質的支配を取得する投資。

◆ 審査手続きの概略



（出所）商務部などの発表からジェトロ作成

1 | 投資管理の原則と安全審査規則（続き）

外商投資安全審査規則（続き）

◆ 運用事例

- 2026年4月27日、中国国家発展改革委員会はMeta社による中国発の人工知能企業Manus社の買収につき投資禁止決定を出し、取引の撤回を命じた。
 - ✓ 形式的にはオフショア再編や外国企業間取引などのスキームを採る場合であっても、中国当局が国家安全保障審査の枠組みの下で、実質的に中国の資産・株主・技術が関わる国境を越えた取引に対する管轄権を持つことが明確にされた。

対外投資規制

- 中国企業が対外投資を行うには、原則的には、まず中国国内の法規制に従い、国家または地方の発展改革委員会および商務部門でそれぞれ審査認可／届出などの手続きを行い、その後、外貨管理局が授権する銀行で外貨登記を行う必要がある。
- 2026年6月1日に対外投資に関する国务院の規定が公布、同年7月1日から施行され、行政法規レベルで対外投資に関するルールを包括的に定めた。同規定において、対外投資に関する安全審査制度が確立され、中国が輸出を禁止・制限している分野において、技術者の越境派遣、技術指導の越境提供などの形式の移転行為の禁止が明記された。

Ⅲ. 外国の制裁措置への対抗措置など

1 | 外国の制裁措置に対する対抗措置など

- 昨今、香港、新疆ウイグル自治区、台湾などに関する中国の対応について、米国や欧州などが中国および中国企業などに対する規制や制裁措置を実施。
- 中国は2020年以降、こうした欧米諸国の制裁措置に対する「対抗措置」を規定した法令などを相次いで施行。

欧米諸国の制裁措置などに対する中国の対抗措置を規定した法令など

法令などの名称	施行	対象となる外国の制裁行為など	対抗措置（報復措置）の内容	運用・発動状況
「信頼できないエンティティー・リスト」制度	2020年 9月	✓ 中国の国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為 ✓ 市場取引の原則に違反し、中国企業などとの取引を中断する行為など	当該リストに登録された外国企業、その他の組織または個人に対し ✓ 輸出入の禁止または制限 ✓ 投資の禁止または制限 ✓ 関係者の入国の禁止または制限 ✓ 関係者の在留資格の制限または取消など	✓ 2023年2月以降、多数の米国軍事企業を掲載。輸出入・投資などを禁止し、課徴金も。2025年2月初の非軍事企業（2社）を掲載。詳細は31～35ページを参照。
輸出管理法	2020年 12月	✓ 外国が輸出管理措置を濫用して中国の安全および利益を危害する行為	✓ 実際の状況に応じて当該国または地域に対して対等な措置を講じる	✓ 明確に同規則を適用した事例は現時点で見当たらず（2026年6月時点）
外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則	2021年 1月	✓ 外国の法律・措置が国際法および国際関係の基本準則に違反し、中国企業などが国外企業などと正常な貿易、取引を行うことが不当に禁止または制限される場合	✓ 当局が当該法律・措置を承認、執行、遵守してはならない旨の禁止命令を発令 ✓ 中国公民などが禁止命令に違反した場合、警告、是正命令、過料などの処分 ✓ 禁止命令に違反した国外企業などに対する損害賠償請求	✓ 初適用事例：中国商務部は2026年5月2日、「米国によるイラン産石油に関する中国企業5社への制裁措置に対する禁止令」を公布し、米国が実施した中国企業5社に対する「特別指定国民（SDN）」リストへの掲載、資産凍結および取引禁止などの制裁措置は不当な域外適用にあたるとして、これらの制裁措置を承認、執行、遵守してはならないとした。

1 外国の制裁措置に対する対抗措置など（続き）

欧米諸国の制裁措置などに対する中国の対抗措置を規定した法令など

法令などの名称	施行	対象となる外国の制裁行為など	対抗措置（報復措置）の内容	運用・発動状況
反外国制裁法	2021年 6月	✓ 外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反し、様々な口実をもって、またはその国の法律に基づいて中国に対して抑制し、圧力をかけ、中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国の内政に干渉する場合 ✓ 中国の主権、安全、発展の利益を害する行為およびその実施、協力、支援	✓ 入国拒否、在留資格の制限または取消など ✓ 資産凍結 ✓ 取引などの禁止または制限 ✓ その他の必要な措置 ✓ 中国の企業および個人などに対する差別的制限措置を実行などした企業および個人などに対する損害賠償請求	✓ 2021年7月以降、米国の個人・組織に対する制裁措置の実施例あり。2022年2月、米国企業2社への対抗措置実施を発表（企業への初の適用事例）。詳細は31～35ページを参照。
反外国不当域外管轄条例	2026年 4月	✓ 外国国家が不当な域外管轄措置を実施して、中国の国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼし、中国の国民と組織の合法的権益を害する場合 ✓ 外国の組織・個人が不当な域外管轄措置の実施を推進し、または外国の不当な域外管轄措置の実施に関与する場合	✓ 対外国国家の措置：外国国家による不当域外管轄措置の実施行為について評価を行い、リスク等級を確定した上で、外交・外事、出入国、貿易、投資、国際協力、対外援助などの方面における対抗・制限措置を法に従って講じる ✓ 対外国組織・個人の措置：「悪意あるエンティティー・リスト」に掲載し、ビザ発給拒否・入国禁止、在留資格の制限・取消し、中国国内の資産の差押え・凍結、中国の組織・個人によるデータ提供・取引・合作などの活動の禁止・制限、中国に関連する輸出入や中国への投資の禁止・制限などの対抗・制限措置を講じる。権益を侵害された中国個人・組織による民事救済も認められている。	✓ 初の適用事例として、2026年5月15日、中国司法部はEUによる外国補助金規則（FSR）に基づく同方威視（Nuctech、清華同方の子会社）への調査における、中国エンティティーへの越境調査は、不当な域外管轄措置に該当し、いかなる組織・個人も当該の不当な域外管轄措置を執行し、または執行に協力してはならない旨を公告

1 外国の制裁措置に対する対抗措置など（続き）

欧米諸国の制裁措置などに対する中国の対抗措置を規定した法令など

法令などの名称	施行	対象となる外国の制裁行為など	対抗措置（報復措置）の内容	運用・発動状況
産業チェーン・サプライチェーン安全に関する規定	2026年 4月	✓ 中国の法律に違反し、中国国内において産業チェーン・サプライチェーンに関連する調査などの情報収集活動を行った場合 ✓ 外国の国家・地域および国際組織が産業チェーン・サプライチェーンの面で中国に対して差別的な禁止・制限またはその他の類似措置を取り、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を害する行為を実施し、またはその実施に協力した場合 ✓ 外国の組織・個人が、通常の市場取引原則に違反して、中国の公民・組織との正常な取引を中断し、中国の公民・組織に対して差別的措置を採り、またはその他の行為を実施して、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的損害を与え、または実質的損害の脅威を生じさせた場合	✓ 中国における違法な情報収集活動：関係部門は法により相応の処理・措置を講じる。 ✓ 外国の国家・地域および国際組織による差別的な措置など：国務院の関係部門は産業チェーン・サプライチェーン安全調査を実施することができ、関連する貨物・技術の輸出入または国際サービス貿易の禁止または制限、特別費用を徴収するなどの措置を講じる。反外国制裁法などに基づき、差別的な措置などの制定・決定・実施に直接または間接に関与した組織・個人を対抗リストに掲載することを決定し、反制裁措置を講じる ✓ 外国組織・個人による差別的な措置など：国務院の関係部門は産業チェーン・サプライチェーン安全調査を実施することができ、調査結果に基づき、外国の組織・個人に対し、中国に関連する輸出入活動の禁止または制限、中国での投資の禁止または制限、中国の組織・個人による当該者との取引・協力などの活動の禁止または制限、関係者および輸送手段などの入国禁止または制限、関係者の中国領域内での就労・滞在・居留資格の取消または制限などの措置を講じることができる。これらの措置は、外国の組織・個人が実質的に支配し、または設立・運営に関与する組織にも適用することができる。	✓ 同規定の適用事例は現時点で見当たらず（2026年6月時点）

2 | 反外国制裁法

- 外国による制裁措置などへの対抗措置を幅広く規定した法律。“**対抗措置の「ツールボックス」**”
- 対抗措置は、**主に特定の組織や個人などに対する制裁**（入国拒否、資産凍結など。24ページ表参照）。
- **外国の差別的措置の「実行」などをした企業・個人**に対し、**中国の裁判所に損害賠償請求**が可能との規定もあり（27ページ参照）。
- 細則として「**反外国制裁法の実施に関する規定**」が公布、施行された（2025年3月23日）。
 - ・ 対抗措置の内容や執行当局、手続きなどが一定程度具体化された。
 - ・ 外国による差別的な制限措置を執行し、またはその執行に協力する組織や個人に対して中国当局は、事情聴取し是正するよう命じ、また相応の処理措置を講じることができるとの規定も追加された。

実務上の留意点

- 「差別的な制裁措置」が明確に定義されておらず、外国の措置を「差別的」と認定するためのプロセスも決まっていない。
- 「中国の主権、安全、発展の利益を害する行為」や、こうした行為を「実施、協力または支援する行為」に対しても、本法を参照適用するとされる。

適用事例の発生

◆ 同法を適用した対抗措置（制裁）を初めて実施

- 米国政府の香港への措置（香港のビジネスリスク警告、香港の中国政府連絡弁公室高官らに対する制裁）に対して、中国政府は2021年7月、前米国商務長官を含む米国の個人および組織に対する制裁措置を実施した旨を発表。2021年6月の施行後初めての適用事例となった。

◆ 企業を対象とした初の適用事例

- 中国政府は2022年2月、長期にわたり台湾へ武器を販売してきた米国ロッキード・マーチン、レイセオン・テクノロジーズの2社に対抗措置を採る旨を発表。同月の米国政府による台湾への武器販売計画の発表を受けた措置となる。企業に対する初の適用事例であり、企業の取引活動が適用理由とされた点が注目される。

2 | 反外国制裁法（続き）

実施対象

- 原則、差別的な制限措置の制定、決定、実施に直接または間接的に関与する個人、組織を制裁対象として、「対抗リスト」に記載。このほか、リスト記載者の関係者（注）も措置の対象となる。

（注）リスト記載者（個人）の配偶者や直系親族、リスト記載者（組織）の高級管理職または実質的支配者、リスト記載者（個人）が高級管理職を務める組織、リスト記載者が実質的に支配、設立、運営に関与する組織

対抗措置の遵守義務

- 対抗措置が決定された場合、あらゆる組織ないし個人にこれを実行（遵守）する義務があると規定されている。条文上は、外国企業なども実行（遵守）義務の対象に含まれるようにもみえる。
- 反外国制裁法実施規定においては、外国企業などが対抗措置を遵守しない場合、政府調達や入札への参加、関連商品や技術の輸出入、国際サービス貿易への従事、データ・個人情報の越境移転、中国からの出国や中国での滞在の禁止・制限などを規定。

2 | 反外国制裁法（続き）

差別的制裁措置の実行禁止、損害賠償請求

- 「いかなる組織および個人」も外国の中国公民や企業などに対する差別的な制裁措置を実行、または実行に協力してはならないとされる。
- 外国企業などが制裁措置の実行禁止義務に違反したことによって「合法的権益」を侵害された中国公民や中国企業などは、中国の裁判所に侵害停止、損害賠償を求めることができる。とされる。
 - ・ 提訴の前提となる外国の制裁措置の差別性や不当性を中央政府が認定するメカニズムは規定されていないため、歯止めのないまま外国企業や外国企業子会社が提訴される恐れもある。
 - ・ 外国企業などは、米国などの中国に対する制裁措置の要請（処罰リスク）と、中国での損害賠償リスクの「板挟み」になる恐れがある。
- 反外国制裁法12条に基づく初の損害賠償請求事例（2024年10月、和解により解決）。
 - ・ 外国企業（外国企業の中国子会社などを含む）が外国の経済制裁措置を遵守することを理由に中国企業との契約義務の履行を拒否した場合、当該措置を遵守することは「差別的制限措置」の実行または実行への協力として、「反外国制裁法」の適用を受けると認められる恐れがあることが明確になった。
 - ・ 中国企業との契約において仲裁条項を定めていても、中国企業は同条に基づき中国の人民法院で損害賠償を請求できると解されるようであり、同条に基づきいわば特別な管轄が認められる可能性がある。

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較

リスト名称	根拠法規	対象	掲載要件	法的措置
対抗リスト	反外国制裁法	外国の国家、組織 個人など	外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反し、さまざまな口実をもって、またはその国の法律に基づいて中国に対して抑制、抑圧を行い、中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国の内政に干渉する場合 ※外国の国家、会社などが中国の主権、安全、発展の利益を害する行為を実施、協力、支援をした場合にも参照適用	- ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取消または国外追放 - 中国国内における動産、不動産およびその他各種財産の封印、差押、凍結 - 中国の国内の組織、個人が当該組織、個人と関連取引、提携などの活動を行うことの禁止または制限 - その他の必要な措置
信頼できないエンティティ・リスト	「信頼できないエンティティ・リスト」制度	外国の組織、個人など	- 中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為 - 正常な市場取引の原則に違反して、中国企業、その他の組織もしくは個人との正常な取引を中断し、または中国企業、その他の組織もしくは個人に対し差別的措置を講じ、中国企業、その他の組織または個人の合法的権益に重大な損害をもたらす行為	- 中国と関係する輸出入活動への従事を制限、または禁止 - 中国国内における投資を制限、または禁止 - 関係者、交通輸送手段などの入国を制限、または禁止 - 関係者の中国国内における就労許可、滞在または在留資格を制限、または取消 - 情状の軽重に基づき相応の金額の過料に処する - その他必要な措置
輸出管理コントロールリスト	輸出管理法	両用品、軍需品、核などの貨物、技術などの外国輸入事業者、最終ユーザー	- 最終ユーザーまたは最終用途の管理要求に違反した者 - 国の安全および利益を脅かす恐れがある者 - 管理規制品目をテロリズムの目的に用いた者	関連管理規制品目の取引を禁止、制限、または中止を命じるなどの必要な措置

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較（続き）

リスト名称	根拠法規	対象	掲載要件	法的措置
悪意あるエンティティー・リスト	反外国不当域外管轄条例	外国の組織、個人など	不当な域外管轄措置の実施を推進またはこれに関与する外国組織・個人	- ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取消または国外追放 - 関係者の中国国内における就労、滞在、または居住の資格の取消または制限 - 中国国内における動産、不動産およびその他各種財産の封印、差押、凍結 - 中国の国内の組織、個人が当該組織、個人へのデータ、個人情報提供、関連取引、提携などの活動を行うことの禁止または制限 - 中国と関係する輸出入活動への従事を制限、または禁止 - 中国国内における投資を制限、または禁止 - その製品、交通輸送手段などの入国を制限、または禁止 - 罰金 - その他の必要な措置

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較（続き）

各リストへの掲載例のまとめ

年	対抗リスト	信頼できない エンティティー・リスト	輸出管理コン ロールリスト
2021年	✓ 2021年7月23日、米国が中央政府駐香港連絡弁公室副主任ら7人に制裁を科したことの対抗措置として、前商務長官を含む米国の計7人および組織を掲載 ✓ 2021年12月21日、米国が新疆ウイグル自治区の関係者ら4人に制裁を科したことの対抗措置として、USCIRFの幹部ら4名を掲載 ✓ 2021年12月30日、米国が香港中央政府連絡弁公室副主任5名を含む7名の中国政府関係者に制裁を科したことの対抗措置として、米国政府関係者5名を掲載	—	—
2022年	✓ 2022年2月21日、米国による台湾への武器売却の対抗措置として、米国軍事関連企業2社を掲載 ✓ 2022年12月23日、「チベット人権問題」で米国が中国政府関係者2名を制裁したことの対抗措置として、米国政府関係者2名を掲載	—	—
2023年	✓ 2023年4月7日、蔡英文氏が米国を「通過」し、政治活動を行うことを許可し、便宜を与えたことの対抗措置として、便宜を提供した米国研究機関2社および関係者4名を掲載 ✓ 2023年4月13日、米国政府関連者が台湾を訪問したことの対抗措置として、米国政府関係者1名を掲載 ✓ 2023年9月15日、米国による台湾への武器売却の対抗措置として、米国軍事関連企業2社を掲載 ✓ 2023年12月26日、米国が新疆ウイグル自治区の人権問題を理由にして中国の官僚や企業に対して制裁を実施したことの対抗措置として、米国情報企業1社およびその関連者2名を掲載	✓ 2023年2月16日、台湾への武器販売を行ってきたことを理由として米国軍事関連企業2社を掲載	—

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較（続き）

各リストへの掲載例のまとめ（続き）

年	対抗リスト	信頼できないエンティティー・リスト	輸出管理コントロールリスト
2024年	✓ 2024年1月7日、米国が引き続き台湾への武器売却を行っていることに対する対抗措置として米国軍事関連企業5社を掲載 ✓ 2024年4月11日、米国が引き続き台湾への武器売却を行っていることに対する対抗措置として米国軍事関連企業2社を掲載 ✓ 2024年5月21日、中国の内政に干渉し、中国の主権と領土の一体性を損ない、中国の利益を侵害する言動を頻繁に行っていることに対する対抗措置として、米国前国会議員1名を掲載 ✓ 2024年6月21日、米国による台湾への武器売却の発表に対する対抗措置として、米国軍事関連企業3社およびその高級管理職3名を掲載 ✓ 2024年7月12日、米国による台湾への武器売却の発表に対する対抗措置として米国軍事関連企業6社およびその高級管理職6名を掲載 ✓ 2024年7月31日、中国の内政に干渉し、中国の主権と領土の一体性を損ない、中国の利益を侵害する言動を頻繁に行っていることに対する対抗措置として、米国前国会議員1名を掲載 ✓ 2024年9月18日、米国による台湾への武器売却の発表に対する対抗措置として米国軍事関連企業9社を掲載 ✓ 2024年10月10日、米国が台湾への高額の武器支援の提供を発表したことへの対抗措置として米国軍事関連企業3社およびその高級管理職10名を掲載 ✓ 2024年12月5日、米国による台湾への武器売却の発表に対する対抗措置として米国軍事関連企業13社およびその高級管理職6名を掲載 ✓ 2024年12月21日、新疆ウイグル自治区とチベット自治区での問題に関連しカナダの2団体およびその関係者20名を掲載 ✓ 2024年12月27日、米国による台湾への高額の武器支援および武器売却の発表、および米国国防権限法2025において中国に関する複数のネガティブな条項が含まれることへの対抗措置として、米国軍事関連企業7社を掲載	✓ 2024年5月20日、台湾への武器売却を行ってきたことを理由として米国軍事関連企業3社を掲載	—

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較（続き）

各リストへの掲載例のまとめ（続き）

年	対抗リスト	信頼できないエンティティー・リスト	輸出管理コントロールリスト
2025年	✓ 2025年8月13日、EUが対ロシア制裁において中国の2金融機関を制裁リストに掲載したことに対して、EUの2銀行を掲載 ✓ 2025年9月8日、4つの基本文書および一つの中国原則に違反し、中国の内政に干渉して、中国の主権と領土の一体性を損なうことに対する対抗措置として、日本の国会議員1名を掲載 ✓ 2025年10月14日、米国が中国の海運、物流および造船分野について301条調査による措置を実施したことに対して、HANHWA OCEANの米国関連子会社5社を掲載 ✓ 2025年12月15日、4つの基本文書および一つの中国原則に違反し、中国の内政に干渉して、中国の主権と領土の一体性を損なうことに対する対抗措置として、日本の元自衛隊幹部1名を掲載 ✓ 2025年12月26日、米国が台湾への大規模な武器売却を発表したことへの対抗措置として、米国軍事関連企業20社およびその高級管理職10名を掲載	✓ 2025年1月2日、台湾への武器売却を行ってきたことを理由として米国軍事関連企業10社を掲載 ✓ 2025年1月14日、台湾への武器売却を行ってきたことを理由として米国軍事関連企業7社を掲載 ✓ 2025年1月15日、台湾への武器売却を行ってきたことを理由として米国軍事関連企業4社を掲載 ✓ 2025年2月4日、中国企業との正常な取引を中止し、中国企業に対して差別的措置を行い、中国企業の権益を著しく損ねたことを理由として、米国アパレル企業1社および米国医療機器企業1社を掲載 ✓ 2025年3月4日、米国企業10社を掲載（具体的な理由は書かれていない） ✓ 2025年4月4日、米国企業11社を掲載（具体的な理由は書かれていない） ✓ 2025年4月9日、米国企業6社を掲載（具体的な理由は書かれていない）	✓ 2025年1月2日、米国企業28社を掲載 ✓ 2025年3月4日、米国企業15社を掲載 ✓ 2025年4月4日、米国企業16社を掲載 ✓ 2025年4月9日、米国企業12社を掲載 ✓ 2025年7月9日、台湾企業8社を掲載 ✓ 2025年9月25日、米国企業3社を掲載

（出所）商務部などの発表からジェトロ作成

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較（続き）

各リストへの掲載例のまとめ（続き）

年	対抗リスト	信頼できないエンティティー・リスト	輸出管理コントロールリスト
2025年	※ 2025年10月30日に行われた米中首脳会談における合意に基づき、中国商務部は、上記2025年10月14日付制裁の措置を11月10日から1年間停止する旨を発表。	✓ 2025年9月25日、米国企業3社を掲載（具体的な理由は書かれていない） ✓ 2025年10月9日、米国企業14社を掲載（具体的な理由は書かれていない） ※ 2025年5月12日付米中ジュネーブ経済貿易会談および2025年8月12日付米中ストックホルム経済貿易会談の声明によれば、中国は2025年4月2日以降に米国に対して実施した非関税報復措置を停止または撤廃するための必要な措置を講じる。これを受け、商務部は2025年8月12日から、上記4月4日付の掲載企業については信頼できないエンティティー・リストに基づく対抗措置を引き続き90日間停止し、上記4月9日付の掲載企業については信頼できないエンティティー・リストに基づく対抗措置を停止すると発表した ※ 2025年10月30日に行われた米中首脳会談における合意に基づき、商務部は2025年11月10日から、上記4月4日付の掲載企業については信頼できないエンティティー・リストに基づく対抗措置を継続して1年間停止し、上記3月4日付の掲載企業については信頼できないエンティティー・リストに基づく対抗措置を停止すると発表した	※ 左記と同様、商務部は2025年8月12日から上記4月4日付の掲載企業については管理制御リストに基づく対抗措置を引き続き90日間停止し、上記4月9日付の掲載企業については輸出管理コントロールリストに基づく対抗措置を停止すると発表した ※ 2025年10月30日に行われた米中首脳会談における合意に基づき、商務部は、2025年11月10日から上記3月4日付、4月4日付の掲載企業については管理コントロールリストに基づく対抗措置を継続して1年間停止すると発表した

3 | 反外国制裁法「対抗リスト」とその他リストとの比較（続き）

各リストへの掲載例のまとめ（続き）

年	対抗リスト	信頼できない エンティ ティー・リスト	輸出管理コントロールリスト	注視リスト
2026年	✓ 2026年3月30日、「台湾独立勢力と結託し、中国の内政に粗暴に干渉した」ことへの対抗措置として、日本の国会議員1名を掲載 ※ 2026年4月24日、商務部は、上記2025年8月13日付けのEUの2銀行に対する制裁措置を取り消し、これら2銀行を対抗リストから除外する旨を発表。		✓ 2026年2月24日、日本企業20社・団体を掲載 ✓ 2026年4月24日、EU企業7社を掲載 ✓ 2026年6月22日、米国企業10社を掲載 ✓ 2026年6月29日、日本企業20社・団体を掲載	✓ 2026年2月24日、日本企業20社・団体を掲載 ✓ 2026年6月29日、日本企業20社・団体を掲載

IV. データ管理

1 | データ管理に関わる法制度の全体像

サイバーセキュリティ法およびデータセキュリティ法による主なデータ・ネットワーク規制の概要

システムの管理

ネットワーク（サイバー）空間の安全保障、
セキュリティ・管理

サイバーセキュリティ法

- 標準化・認証制度
- 等級別セキュリティ体制整備
- 個人情報保護
- 政府によるネットワーク安全監視

一般的なネットワーク運営者

- ・ セキュリティ体制整備義務
- ・ 等級別・国家標準ベースのセキュリティ体制整備
- ・ インターネット实名制など

重要情報インフラ運営者

（公共通信・情報サービス、交通、金融など）

- ・ 高度なセキュリティ体制整備の義務
- ・ 国家によるネットワーク安全審査
- ・ 国内収集の重要データ・個人情報の国内保存・域外移転制限

「中身」の取り扱いの管理

データおよびデータ取り扱いの安全保障、
セキュリティ・管理

データセキュリティ法

- 広範な規制対象
「データ」（情報の記録一般）の「取扱い行為」（収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開など）

「データ取扱い行為者」（一般）

- ・ データセキュリティ整備の義務

「重要データ取扱い行為者」

- ・ 高度なセキュリティ体制整備の義務
- ・ 公安・国家安全機関によるデータ徴求
- ・ 産業政策的規定（ビッグデータなど）

データローカライゼーション

- ・ データの国内保存・越境移転規制

個人情報の保護

個人情報保護法

国家安全
主権確立

権利保護
経済発展

2 | データ管理における実務上の留意点

- データセキュリティの整備義務は、データを取り扱う**企業・個人が幅広く対象**になる可能性がある。
- 企業・個人などによるネットワーク・データのセキュリティ義務の不履行も**罰則（過料など）の対象**になる。
- 多くの下位規則などの「意見募集稿」が制定に至らずそのままとなっており、**具体的なルールについては不透明**な点が多い。

データセキュリティ

◆ 整備義務の対象と要求（データセキュリティ法）

- **データ（情報の記録一般）の「取扱行為」**（収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開など）をする**企業・個人が広く対象**になる可能性がある。
- 要求は、データ安全管理制度構築、教育研修、技術措置、リスク監視など多方面にわたる。
- **重要データ**を取り扱う場合は、より厳しいデータセキュリティ義務が課される（定期的リスク評価と当局への報告など）。

ネットワークセキュリティ

◆ 整備義務の対象と要求（サイバーセキュリティ法）

- 一般的な**ネットワーク運営者**（ネットワークを通じたサービス提供者も含まれる）に対して**等級別・国家標準**をベースとするセキュリティ体制の整備が要求される。
- **重要情報インフラ運営者（注）**（公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、金融など）は、より厳しいネットワークセキュリティ義務が課される（定期的リスク評価と当局への報告など）。

（注）重要情報インフラ安全保護条例（2021年9月1日施行）によれば、重要情報インフラ運営者と認定される場合には、当該企業に対して遅滞なく通知される。

2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

重要データの国内保存・越境移転規制

◆ 重要情報インフラ運営者（公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、金融など）

- 国内で収集・発生した重要データ・個人情報の国内保存や越境移転を行う場合、安全評価などが求められる（サイバーセキュリティ法）。

◆ その他のデータの取扱者

- 域外へのデータ提供について、一定の基準に達した場合に安全評価手続きが必要（サイバーセキュリティ法（2017年6月1日施行、2026年1月1日改正施行）、データ越境移転安全評価弁法（2022年9月1日施行）、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第三版）」（2025年6月27日施行））。

現時点の判断基準は以下のとおり（データ越境流通を促進・規範化する規定、2024年3月22日施行）。

- (1) 重要情報インフラ運営者が個人情報・重要データを域外に提供するとき
- (2) 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が重要データを域外に提供するか、または当年1月1日以降に累計100万人分以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）もしくは1万人分以上の機微な個人情報を域外に提供するとき

（注）外国政府（司法・法執行機関）に国内保存データを提供する場合、中国政府の承認が必要とされる（データセキュリティ法）。

- 取り扱う個人情報が一定数量に達している個人情報取扱者は、個人情報の国内保存や越境移転を行う場合の安全評価が求められる（個人情報保護法）。

（注）「一定数量」（国家ネットワーク情報部門の定める数量）について、「データ越境移転安全評価弁法」および「データ越境流通を促進・規範化する規定」は、当年1月1日以降に累計で取り扱う個人情報が100万人以上である場合または1万人分以上の機微な個人情報を域外に提供した場合には、越境移転に際して安全評価が必要である旨を明らかにしたが、国内保存の基準は明文化されていない。ただし、実務上、上記の数字は国内保存の1つの基準数値として対応することが合理的であると解釈される余地がある。

2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

重要データの国内保存・越境移転規制（続き）

◆ 安全評価の手続き（主に「[データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第三版）](#)」による）

- 自己評価を実施の上で、重要情報インフラ事業者や一定のデータ取扱者（オフラインでの申告が必要）を除き、原則として「データ越境移転安全評価申告システム」を通じて国家ネットワーク情報部門に対して安全評価を申告する。
- データ越境移転安全評価の有効期限は3年。満了時において、下記の一定の条件を満たす場合延長（3年）を申請できる。

- ✓ 重大なデータセキュリティインシデントがないこと
- ✓ データ越境に関する事実関係に変更がないこと
- ✓ 今後の越境データの数量や規模が20%以上増加しないことなど

2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

重要データとは

◆ 重要データの定義

重要データの識別について、関連条例における定義は以下のとおり。

■ 「ネットワークデータ安全管理条例」（2025年1月1日施行）

- ・・・「特定分野、特定集団、特定区域の一定の精度および規模に達した、ひとたび改ざんされ、破壊され、漏洩され不法取得され、不法利用されると、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康および安全を直接害する可能性のあるデータ」「1,000万人以上の個人情報を取り扱う場合は重要データの取り扱いに関する規定を遵守する」旨の規定あり。

■ 「重要データ識別ガイドライン」（「データ安全技術—データの分類と等級区分の規則」の付録G、2024年10月1日施行）

- ・・・「国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁空間、ネットワーク、生態、資源、核、海外における利益、宇宙、極地、深海、生物、人工知能などの安全に影響する恐れのあるデータ」「経済運行、社会秩序または公共の利益に対して重大な危害をもたらす恐れのあるデータ」

2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

データ安全リスク評価

「ネットワークデータ安全管理条例」 2025年1月1日施行

「ネットワークデータ安全リスク評価弁法」 2026年6月18日公布、2026年8月20日施行

- データ安全リスク評価とは、データおよびデータ処理活動の安全に係るリスク識別、リスク分析、リスク評価などの活動を指す。
- 重要データ処理者は毎年度リスク評価を実施すべきであり、また法定職責または法定義務を履行する場合を除き、重要データの提供、委託処理または共同処理の前にリスク評価を実施しなければならない。一般データ処理者は、少なくとも3年ごとにリスク評価を実施することが推奨される。

◆ 主な評価内容

- ✓ データ処理の目的、方法および範囲に係る適法性、正当性および必要性
- ✓ データ漏洩に係るリスク
- ✓ データ受領者における誠実性および法令遵守状況
- ✓ データ受領者に課される契約上のデータ安全確保義務の実効性
- ✓ データの安全を確保するために講じる技術的措置および管理的措置の有効性

◆ 評価の実施方法

- データ処理者は、自らリスク評価を実施することも、第三者評価機関に委託して実施することも可能。

2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

国家安全審査

◆ 審査対象となるケース

- 重要情報インフラ運営者のネットワーク製品・サービスの調達（サイバーセキュリティ法、サイバーセキュリティ審査弁法（2022年2月15日改正施行））
- データ取扱者（一般）による国家安全に影響（の恐れ）のあるデータ取扱行為（データセキュリティ法）
- インターネットプラットフォーム運営者によるデータ取扱行為（100万を超えるユーザーの個人情報を把握するインターネットプラットフォーム運営者が国外で上場する場合など）（サイバーセキュリティ審査弁法）

◆ 国家強制標準への合致なども求められている（サイバーセキュリティ法）

◆ 重要情報インフラへの攻撃など（サイバーセキュリティ法）、中国の国家安全や個人・企業などの権益を侵害するデータ取扱行為（データセキュリティ法）に対する「法的責任」の追及を規定

2 | データ管理における実務上の留意点（続き）

サイバーセキュリティインシデント報告

◆ 「国家サイバーセキュリティインシデント報告管理弁法」 2025年11月1日施行

■ 報告要件

・・・重要情報インフラに関わる事案は1時間以内、重大・特に重大な事案は発生後30分以内、その他の比較的大きいレベル以上のインシデントは発生から4時間以内に報告すべき（インシデントレベルの判断基準は「国家サイバーセキュリティインシデント報告管理弁法」の別紙「サイバーセキュリティ事件等級分類ガイドライン」を参考にできる）。

■ 報告内容

・・・組織情報、インシデントの影響、原因分析、攻撃経路の手がかり、対応策など

■ 報告書の提出

・・・インシデント対応終了後30日以内に、ネットワーク情報部門に詳細な報告書を提出する必要がある。

3 | 特定業界・分野に関するデータ関連制度の制定動向

自動車分野

◆ 重要データの定義

- (1) 軍事管理区、国防科学工業単位、県級以上の党政府機関などの**重要なセンシティブエリアの地理情報、人員移動量、車両移動量などのデータ**
- (2) **車両移動量、物量などの経済状況を反映するデータ**
- (3) **自動車充電ネットワークの稼働データ**
- (4) **顔認証情報、ナンバープレートなどを含む車外の動画、画像データ**
- (5) **10万人を超える個人情報主体に係る個人情報**
- (6) 関連部門が確定するその他データ

- **関連規定：**「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定（試行）」（2021年10月1日施行）、「スマートコネクテッドカーのネットワークセキュリティとデータセキュリティ基準システムの構築に関するガイドライン」（2022年2月25日公表）、「情報セキュリティ技術自動車データ処理安全要求」（2022年10月19日公表）など

※ なお、「自動車データ越境安全ガイドライン（2026年版）」では、自動車関連の重要データを5大シーン（研究開発・設計、生産製造、自動運転、ソフトウェア更新、ネットワーク接続運用）に分類し、27のデータカテゴリーと51の具体的データ項目を表形式で明示し、各データの判定基準を詳細に規定している。

◆ 自動車データの越境移転の特別規定（「自動車データ越境安全ガイドライン（2026年版）」）

- (1) データ越境移転手続き（安全評価・標準契約・個人情報保護認証）の免除に関し、「データ越境流通を促進・規範化する規定」に基づく既存の免除要件に加え、自動車データに特化した**新たな3つの免除類型を追加**
 - セキュリティ脆弱性修正のため工業情報化部に報告済みのデータ
 - セキュリティインシデント対応のため関係当局に報告済みの車両・テレマティクスプラットフォーム関連データ
 - 自動車リコール対応のため国家市場監督管理総局に届け出済みのOTAアップデートソースコード
- (2) 事前予防（技術的防護、内部審査体制の構築）、事中監視（ログ記録など）、事後対応（緊急処置・是正措置）の全プロセスをカバーする管理保護メカニズムと、技術防護からインシデント対応までの**全ライフサイクル管理システムの確立が必要**

3 | 特定業界・分野に関するデータ関連制度の制定動向（続き）

工業および情報化分野

◆ 重要データの定義

リスクの程度が次のいずれかの条件に該当するデータ

- (1) 政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁、ネットワーク、生態、資源、原子力安全などに対し脅威となり、海外の利益、生物、宇宙、極地、深海、AIなどの国家安全に関わる重点分野に影響を与える
 - (2) 工業・情報化分野の発展、生産、運営、および経済利益などに対して重大な影響を与える
 - (3) 重大なデータセキュリティインシデントまたは生産安全事故が発生した場合に、公共の利益または個人、組織の適法な権利・利益に重大な影響を及ぼし、社会に与えるマイナスの影響が大きい
 - (4) 連鎖的な影響を及ぼすことが明らかであり、複数の業界、地域、または業界内の複数の企業に影響を及ぼし、または影響が長期に渡り持続し、業界の発展、技術の進歩、および産業の生態に深刻な影響を与える
 - (5) 工業情報化部の評価を経て確定したその他の重要データ
- ・ **関連規定：**「工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法（試行）」（2023年1月1日施行）、「工業データ分類等級付けガイドライン（試行）」（2020年2月27日公表）、「工業分野データセキュリティ管理の試験的業務を組織展開することに関する通知」（2021年12月10日公表）など

3 | 特定業界・分野に関するデータ関連制度の制定動向（続き）

自然資源分野

◆ 重要データの定義

以下の2項目以上の参考指標を満たすものは重要データとする。

1. 中国共産党中央委員会および国務院が自然資源部門に付与した「二つの統一」職務を支えるもので、不可欠かつ業界唯一のものであり、データの改ざん、漏洩、サービスの中断などのインシデントが発生した場合、自然資源部門の職務遂行に影響を与え、全国規模でサービス対象に重要な影響を与えるデータ
2. 国民経済および重要な民生に関わるもので、他の業界や分野に自然資源の基礎データを提供するものであり、データに関するインシデントが発生した場合、他の業界や分野に重要な影響を与えるデータ
3. 複数の省や全国をカバーし、規模が大きく、精度が高く、かつ非常に敏感で重要なデータ
4. 国家の重要情報インフラの正常な運用サービスに直接影響を与えるデータ
5. 国家の安全、国家経済の競争力、公共サービスの受け入れ、国民の生活条件や安定した労働環境、国民の生命財産の安全およびその他の合法的利益を侵害し、社会的恐慌を引き起こすデータ
6. 中国の法律法規および規範性文書で規定されているその他の自然資源の重要データ

（注）「二つの統一」職務とは、自然資源部門が全公民のものである自然資源資産の所有者としての職務を統一的に行使すること、全ての国土空間の用途規制および生態保護修復の職務を統一的に行使することをいう。

・ **関連規定：**「自然資源分野データ安全管理規則」（2024年3月22日施行）など

4 | 個人情報の管理における実務上の留意点

個人情報の取り扱いの要件（個人情報保護法13条）

- 実務上、個人情報の取り扱いに際して**個人から同意**を取得することが原則
- 同意がない場合、個人情報保護法13条に列挙される個人情報取り扱いの要件（例えば、個人を当事者とする契約の締結や履行に必要である場合など）に該当するかについて要検討

従業員の個人情報の取り扱いの注意点

- 労働契約、就業規則および集団契約に従い人材資源管理の実施に必要な場合、**従業員の同意は不要**
- 従業員の個人情報の取り扱い目的などの**告知や措置義務（管理制度・操作規程の制定など）**の実施は必要
- **機微な個人情報**の取り扱い、**個人情報の域外適用**に関する規定を遵守する必要あり

機微な個人情報の取り扱い

◆ 機微な個人情報に該当する主な具体例

- ・ 職場に入るために指紋認証が必要とされている場合の**指紋情報**
- ・ 職場で実施した従業員の**健康診断の結果**
- ・ 給与の振り込みがなされる**銀行口座の情報**

◆ 機微な個人情報の取り扱いに際しての留意点

- ・ 個人から**個別の同意**を取得する必要あり。
- ・ 取り扱いに際して、**特定の目的および十分な必要性**が必要（目的や必要性に欠ける取得は不可）、かつ**厳格な保護措置**も必要（セキュリティによる保護がなされていない保管などは不可）。
- ・ 取り扱いの必要性および個人の権益に対する影響について個人に対する**告知**も必要。
- ・ 事前に**個人情報影響評価**を行い、かつ**取り扱い状況を記録**の上、少なくとも3年間保存する必要あり。

5 | 個人情報のコンプライアンス監査

- 個人情報保護法および国家ネットワーク情報弁公室による2025年5月1日施行の「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」に基づき、以下の**2種類のコンプライアンス監査**が求められている。
監査内容については、主に個人情報取扱者の個人情報取り扱いの適法性（例えば、個人情報の取り扱いの法的根拠の合理性、個人情報主体に対する告知義務の履行、個人情報の越境移転、機微な個人情報の取り扱い、未成年者の個人情報の保護など）に対して監査・評価する。

① 定期監査（自己監査）

- 定期的に個人情報の取り扱いが法律および行政法規を遵守しているか否かを監査する必要がある
- 一定の場合に関し、具体的に監査頻度について規定
 - ✓ 取り扱う個人情報**が1,000万人以上**の場合：**少なくとも2年に1回**は監査を実施する必要あり
 - ✓ **未成年者の個人情報**を取り扱う場合：**毎年**監査を実施する必要あり

② 監督監査（当局の要求に基づく監査）

- 当局は、以下のいずれかの状況において、個人情報取扱者に対し、専門機関に委託してその個人情報取扱活動のコンプライアンス監査を実施するよう要求することができる
 - ✓ 個人の権利に**重大な影響**を及ぼし、または**安全措置が著しく欠如**している重大なリスクが発見された場合
 - ✓ 個人情報の取り扱いが**多数の個人**の権利を侵害する可能性があると判断された場合
 - ✓ 個人情報セキュリティインシデントが発生し、**100万人以上の個人情報**、または**10万人以上の機微な個人情報**の漏洩、改ざん、紛失、破損が生じた場合

6 | 個人情報保護責任者の情報の報告

個人情報保護責任者の情報の報告

- ◆ 「個人情報保護責任者情報届出業務の展開についての公告」（国家ネットワーク情報弁公室、2025年7月18日）
 - 100万人以上の個人情報を取り扱う事業者は、該当する取り扱い規模に達した日から30営業日以内に、「個人情報保護業務システム」を通じて、所管当局に下記の関連情報を届け出る必要がある。
 - ✓ 個人情報保護責任者の氏名・連絡先など
 - ✓ 個人情報取扱活動の具体的状況など

7 | 個人情報の越境移転

個人情報の越境移転要件

- 個人情報保護法（2021年11月1日施行）では、個人情報を越境移転させるためには以下(1)～(3)の要件を充足する必要がある。
 - (1) 次の条件のいずれかを満たすこと
 - a. ネットワーク情報部門が行う安全評価に合格
 - b. 専門機関が行う個人情報保護に係る認証を取得
 - c. 国のネットワーク情報部門が制定する標準契約に従い、域外の受領者と契約を締結
 - d. 法律、行政法規または国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件
 - (2) 個人情報主体に対して受領者の情報などを告知した上で個別の同意を取得すること
 - (3) 個人情報の越境移転に際し、個人情報保護影響評価を実施し、記録を3年以上保管することが必要

7 | 個人情報越境移転（続き）

越境移転のための手続き

a. 安全評価への合格 39、40ページ参照

b. 認証取得

- 2022年11月18日「[個人情報保護認証実施規則](#)」を公表。
- 2022年12月16日「[ネットワーク安全標準実践指南 個人情報越境移転処理活動安全認証規範V2.0](#)」を公表。
- 2026年1月1日「[個人情報越境認証弁法](#)」を施行。
- 上記の弁法、規則および規範V2.0で規定された主な内容は次のとおり。

※ただし、認証手続きの所要期間、申請に必要な資料などの詳細については未確定の部分が残る。

◆ 適用対象

年間で10万人以上100万人未満の個人情報（機微個人情報を除く）、または1万人未満の機微な個人情報（重要データを含まない場合）を国外に提供する事業者（非重要情報インフラ運営者）。

◆ 認証実施機関

個人情報保護認証の資格を取得した専門認証機関。

7 | 個人情報越境移転（続き）

越境移転のための手続き（続き）

b. 認証取得（続き）

◆ 個人情報取扱者と域外の個人情報受領者に課される主な義務

- 個人情報取扱者は、**個人情報保護影響評価**を実施。
- 双方間において、**執行力・拘束力を有する法的文書を締結**。
※ 当事者の情報、越境移転の目的、個人情報の類型・範囲、保護措置の内容、**域外受領者の個人情報保護水準が中国関係法令に定める基準を下回らない旨、中国法の適用・司法管轄を受け入れる旨**などを記載。
- 双方ともに、個人情報保護責任者を指定し、個人情報保護機構を設置。

◆ 認証手続きの流れと有効期間

- 認証手続きは、**技術検証⇒現場検査⇒認証取得後の監督**の流れ。認証の有効期間は**3年**。

c. 標準契約

- 2023年2月24日公表の「**個人情報越境移転標準契約弁法**」および2024年3月22日施行の「**データ越境流通を促進・規範化する規定**」による主な内容は以下のとおり。

◆ 適用対象 以下を満たす場合に締結可能。

重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者は、当年1月1日以降に累計10万人分以上100万人分未満の個人情報（機微な個人情報を含まない）、1万人分未満の機微な個人情報を域外に提供する場合（累計10万人分未満の個人情報（機微な個人情報を含まない）の場合は締結不要。）

標準契約の効力発生から**10営業日以内に省級ネットワーク情報部門に届出が必要**。

※ 国家ネットワーク情報弁公室は2024年3月22日、「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第2版）」を公布。ガイドラインでは標準契約の届出の方法や流れ、必要な資料などが具体的に示されている。

7 | 個人情報の越境移転（続き）

越境移転のための手続き（続き）

c. 標準契約（続き）

- 同弁法添付の標準契約書に厳格に従って締結する必要がある。ただし、本文と矛盾しない範囲で補充条項を規定することは許容されている。
- 個人情報取扱者は、個人情報（機微な個人情報を含む）の数量を分割するなどの手段を講じて、安全評価を経るべき個人情報を標準契約締結を通じて域外に移転してはならない。

◆ 主な留意点

- 標準契約締結時、域外受領者が所在する国・地域の個人情報保護政策・法令が域外受領者による標準契約の履行に影響を及ぼさないことを確認したことを保証しなければならない。
- 個人情報取扱者が、標準契約を解除できる事由が規定されている。
- 個人情報取扱者および域外受領者は、個人情報主体に与えた損害について、連帯責任を負う。

◆ 個人情報取扱者の主な義務

- 域外受領者に係る情報、取扱目的・方法、情報の種類、保存期間などの個人情報主体に対する告知義務。
- 事前に個人情報保護影響評価を実施し、同評価を少なくとも3年間保存する義務。
- 域外受領者が必要な技術および管理措置を行うよう確保する合理的な努力義務。
- 域外受領者の個人情報処理活動に関する監督管理機関からの問い合わせに対応する義務。

◆ 域外受領者の主な義務

- 関係法令の要求に従い、関連記録書類を監督管理機関に提出する義務。
- 監督管理機関による監督管理を受けることに同意し、必要な行動を既に講じている旨を証明する義務。
- 標準契約書の付属資料1の「個人情報越境説明」に記載する範囲で個人情報を取り扱う義務。
- 効果的な技術・管理措置対応、アクセス制限ポリシーの構築、最小限のアクセス、データ操作権の設定、個人情報処理活動の客観的な記録（少なくとも3年間保管）、個人情報主体からの問い合わせまたはクレームに対応する窓口担当者の指定などの義務。

7 | 個人情報の越境移転（続き）

中国の個人情報の越境移転に関し、在日本法人が留意すべき主な事項

中国国内の個人から直接個人情報の収集などを行う場合（例：越境ECにおける個人情報の取り扱いなど）

➡ 個人情報保護法の「域外適用」について検討

- 個人情報保護法は、中国国外における中国国内の自然人の個人情報の取扱い行為のうち、以下のいずれかの場合にも適用される。
 - (1) 国内の自然人に対する製品または役務の提供を目的とするとき（日本からの越境ECなど）
 - (2) 国内の自然人の行為を分析し、評価するとき（中国国内の消費者の消費動向を分析するなど）
- 個人情報の域外適用を受ける国外の個人情報取扱者は、国内に専門機関を設置または代表を指定して、個人情報保護に関する事務処理を担当させ、関連機関の名称または代表の氏名、連絡先などを個人情報保護職責履行部門に届け出る必要がある。
- その他、個人情報取扱者としての一般的な義務を遵守する必要あり
 - (1) 内部の管理制度および操作規程の制定
 - (2) 個人情報に対する分類管理の実行
 - (3) 暗号化、非識別化などの然るべき安全技術措置の実行
 - (4) 個人情報取扱の操作権限の合理的確定および従業員への定期的な安全教育および研修の実施
 - (5) 個人情報の安全に関わる事象に対する緊急対応策の制定および実施の手配
 - (6) 個人情報の取り扱いにおける法律、行政法規遵守状況に係る定期的な適法性監査の実行 など

中国企業を介して中国国内の個人情報の収集などを行う場合（例：中国子会社からの従業員情報の取得を含む）

➡ 個人情報の「越境移転規制」について検討

- 越境移転規制の要件を充足する必要あり（51～54ページ参照）。
- ただし、この点について法令上の義務を負う主体は越境移転を行う中国企業側。日本企業側の責務は、当該日本企業の位置付け（共同取扱者か、取扱受託者かなど）に応じて検討。

7 | 個人情報情報の越境移転（続き）

データ・個人情報情報の越境移転に際して、手続きが不要となる場合

「データ越境流通を促進・規範化する規定」2024年3月22日施行

- ➡ データ・個人情報情報の越境移転に際して、手続きが不要となる場合を明示（ただし、これらの場合も当該個人からの個別同意と影響評価は必要であることについて注意が必要）
 - 以下の場合、データ越境移転安全評価申告や個人情報越境移転標準契約締結、個人情報保護認証取得が不要になる。
 - ・ 貿易、学術協力、国をまたぐ生産・マーケティング活動などにより収集・生成されたデータのうち、個人情報や重要データを含まないものの越境移転
 - ・ データ取扱者が域外で収集・生成した個人情報を域内で処理後に域外に提供するが、処理過程で域内の個人情報や重要データを加えない場合
 - 以下の事由で域外に個人情報（重要データを含まない）を提供する必要がある場合、データ越境移転安全評価申告や個人情報越境移転標準契約締結、個人情報保護認証取得が不要になる。
 - ・ 越境購入・配達・送金・決済・航空券やホテル予約、ビザ手続きなど、本人が当事者となる契約の締結・履行のため。
 - ・ 法に基づき策定した就業規則や労働協約による人的資源管理のため。
 - ・ 緊急時に人命や健康、財産の安全を守るため。
 - 「重要情報インフラ運営者」以外のデータ取扱者が域外に提供する個人情報（機微な個人情報（注1）、重要データを含まない）の当該年1月1日以降の累計が10万件未満（注2）の場合、データ越境移転安全評価申告や個人情報越境移転標準契約締結、個人情報保護認証取得が不要に。
 - データ取扱者は関連規定に従い、重要データを識別・申告しなければならないが、関連部門や地域から重要データとして告知、または公開・公表されていない場合、重要データとしての越境移転安全評価は不要になる。

（注1）国家ネットワーク情報弁公室の解説によると、機微な個人情報とは、生体情報（指紋など）、宗教や信仰に関する情報、個人の身分が特定可能な情報（身分証やパスポートなど）、医療や健康に関する情報、口座などの情報、14歳未満の未成年者の個人情報など、ひとたび漏えいしまたは不正に利用されることにより人の人格的尊厳を容易に侵害しまたは生命・財産の安全を脅かす恐れのある個人情報を指す。

（注2）当該年の1月1日から、データ越境移転安全評価の申告日までの累計で自然人を単位として計算する。

7 | 個人情報の越境移転（続き）

データ・個人情報の越境移転に際して、手続きが不要となる場合

■ 自由貿易試験区（「自貿区」）ネガティブリスト制度

- 自貿区は、データ分類・等級保護制度の枠組みの下、区内でデータ域外移転時の安全評価申告や個人情報越境移転標準契約締結、個人情報保護認証取得の対象となるデータのネガティブリストを独自に制定できる。天津、北京、上海、海南、重慶など各地の自貿区でネガティブリストが公表されている。具体的には、
 - 区内の企業がリスト外のデータを越境提供する場合、上記の三つの手続きが免除される。
 - 特定業種・越境シーンにおける申告数量の閾値を引き上げる形で運用される。（各自貿区の規定により重点を置く業種には差異あり）
- 適用対象・範囲
 - 各自貿区の規定により若干異なるが、原則として区内に登録された企業が対象（重要情報インフラ運営者は除外）。ただし、上海は2026年4月24日に公表したネガティブリスト管理弁法などの関連規定において、適用範囲を自貿区から初めて上海市全域へ拡大した。北京も2026年5月11日に同様に北京市全域に適用範囲を拡大した。

8 | 個人情報保護法に基づく処罰事例

処罰事例の概要

2022年以降、個人情報保護法を根拠とした行政処罰事例が散見されるようになった。処罰根拠としては、**告知や同意取得の不実施**を含む、**個人情報の違法な収集**を指摘される例が多いとみられる。

◆ 携程社に対する行政処罰事例（2026年6月）

- 大手旅行代理店の「上海携程商務有限公司（trip）」は、データ越境移転に関する安全評価の要件を徹底せず個人情報を違法に海外へ移転したとして「個人情報保護法」に基づき1,000万元（約2億円）の行政過料処分が科され、併せて期限を定めた是正措置を命じられた。

◆ ディオール社に対する行政処罰事例（2025年9月）

- ディオール（上海）公司（中国語社名：克丽丝汀迪奥商业（上海））は、データ越境申告義務を法に従って履行しなかった事由によって行政処罰が科された。
- 違法とされた行為：**
 - データ越境の安全評価を経ず、個人情報越境標準契約を締結せず、または個人情報保護認証を受けることなく、フランスのディオール本社へユーザーの個人情報を違法に伝送していたこと
 - フランスのディオール本社へユーザーの個人情報を提供する前に、当該ユーザーに対し域外受領者による処理方法を十分に告知せず、ユーザーから「個別同意」を取得していなかったこと。
 - 収集した個人情報に対して暗号化、匿名化などの安全技術措置を講じていなかったこと。

8 | 個人情報保護法に基づく処罰事例（続き）

処罰事例を踏まえた企業の対応、留意すべき点

- 上記事例の「違法とされた行為」を参考に、（BtoCの会社においては特に）中国事業においてデータの越境移転に際して以下の事項が遵守されるように確認することが推奨される。
 - ✓ 海外本社への個人情報提供は、データ越境安全評価、標準契約の締結、または認証取得など、法律で定められた条件をクリアする必要がある。
 - ✓ データを海外に提供する前に、その旨を明示し、ユーザーによる明確な同意（個別同意）を得る必要がある。
 - ✓ 収集した個人情報は、漏洩を防ぐために暗号化や匿名化などの技術的措置を講じること。

9 | 情報安全管理当局の行政処罰裁量基準

- 国家ネットワーク情報弁公室による2025年8月1日施行の「**ネットワーク情報部門による行政処罰裁量基準の適用規定**」は、4段階の行政処罰体系および具体的に適用されるケースを規定。

処罰裁量	適用される場合
不処分	・ 違法行為が軽微で速やかに是正され、危害結果が生じない場合 ・ 主観的過失がないことを証明できる証拠がある場合 ・ 初回違反で危害結果が軽微かつ速やかに是正された場合
軽減・軽微	・ 自発的に危害結果を除去または軽減した場合 ・ 他人の強迫または誘導による場合 ・ ネットワーク情報部門が未把握の違法行為を自主的に申告した場合 ・ ネットワーク情報部門の違法行為取り締まりに協力し、顕著な功績があった場合
加重	・ 違法行為がネットワーク安全に重大な危害を及ぼした場合 ・ 1年以内に同種の違法行為で2回以上処分を受けた場合 ・ 他人の違法行為を教唆・強迫・誘導した場合 ・ 法執行協力を拒否・妨害した場合 ・ 証拠を隠匿・毀棄・偽造・改ざんした場合 ・ 証人・告発者への報復行為を行った場合 ・ 重大な社会的悪影響を生じさせた場合 ・ 未成年者保護規定に重大に違反した場合

10 | 中国個人情報保護法とGDPR

欧州一般データ保護規則（GDPR）との比較

◆ 法規制の域外適用

- ・ 域外に拠点を有する取扱者の取り扱い行為に対しても一定の場合に適用される点は共通する（域内の自然人に対する製品または役務の提供を目的とする場合など）。

◆ データ取り扱いに関する同意

- ・ 個人情報の取り扱いに対する同意取得を原則とし、一定の例外事由を定めている点は共通する。
- ・ ただし、GDPRでは「正当な利益」がある場合を同意取得の例外とするが、中国個人情報保護法にはこのような例外事由はない。

◆ 越境移転規制

- ・ 個人情報の域外提供規制に関し、GDPRでは、「十分性認定」（注）に基づく提供という例外事由が定められている。他方、中国個人情報保護法にはこのような例外事由はない。

（注）「十分性認定」は、欧州委員会が十分なレベルの保護措置を確保していると認定するもの。「十分性認定」を受けた国・地域には、例外的に個人データの持ち出しが認められている。

◆ 国内保存（データローカライゼーション）

- ・ 中国個人情報保護法では、一定の要件に該当する個人情報取扱者（重要情報インフラ運営者や取り扱う個人情報量が一定数量を超える取扱者）は、個人情報を中国国内で保存する義務を負う。他方、GDPRではこうした規定はない。

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260010>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課



03-3582-5181



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載